

出資法人等経営評価チーム設置要項

(設 置)

第1条 「出資法人等の経営評価及び運営指導に関する指針」(平成14年8月1日制定)に基づき運用する「茨城県出資法人等経営評価システム」において、出資法人等の経営状況を分析・評価するとともに、経営改善策の検討・助言等を行うため、出資法人等経営評価チーム(以下「評価チーム」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 評価チームの所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 経営指標等の分析による経営状況の評価
- (2) 累積欠損や保有土地の含み損の状況等、財務上の重要事項の検討
- (3) 事業効果や公益性の程度等の分析による行政的評価
- (4) 評価の低い出資法人等の経営改善策の検討・助言
- (5) 茨城県出資法人等経営改善専門委員会への意見聴取案件の選定
- (6) その他必要と認める事項

(組 織)

第3条 評価チームは、次の各号の者をもって構成する。

- (1) 総務部出資団体指導監，首席指導監，指導監，行政経営課課長補佐（総括）並びに財政課課長補佐（総括）
- (2) 公認会計士，又は県の財務管理，事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する税理士

2 前項第2号の構成員は2名以内とし，総務部長が指名する者をもって充てる。

3 第1項第2号の構成員の任期は2年以内とし，再任を妨げないものとする。ただし，構成員が欠けた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

(会 議)

第4条 評価チームの会議は，総務部出資団体指導監が招集し，主宰する。

2 総務部出資団体指導監は，必要と認めるときは，構成員以外の者を評価チームの会議に出席させ，説明又は意見を求めることができる。

(庶 務)

第5条 評価チームの庶務は，総務部出資団体指導・行政監察室において処理する。

(その他)

第6条 この要項に定めるもののほか，評価チームの運営に関し必要な事項は，総務部出資団体指導監が別に定める。

付 則

この要項は，平成14年8月1日から実施する。

付 則

この要項は，平成19年4月1日から実施する。

付 則

この要項は，平成20年6月1日から実施する。

付 則

この要項は，平成30年4月1日から実施する。

出資法人等経営評価チーム設置要項第3条第2項
に定める総務部長が指名する者について

- 小 泉 達 哉 税理士（平成元年10月登録）
 小泉達哉税理士事務所所長
- 中 村 道 子 公認会計士（平成12年4月登録）
 萩原会計税理士法人